自主防災組織規約例

**○○自主防災会会則**

（名称）

第１条　この会は、○○自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第２条　本会の事務所は、○○自治会館に置く。

（目的）

第３条　本会は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震、津波、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）による被害の防止と軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第４条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）防災に関する知識の普及。

（２）災害に対する予防。

（３）災害の発生時における情報収集・伝達、避難誘導、初期消火などの応急対策。

（４）前号に関する訓練。

（５）資機材などの整備。

（６）その他本会の目的を達成するために　必要な事項。

（会員）

第５条　本会は、○○自治会（以下「自治会」という。）に加入する世帯をもって構成する。

（役員）

第６条　本会に次の役員を置く。

（１）会長　 　１名

（２）副会長　 １名

（３）班長　　 若干名

（４）監事　　 若干名

２　会長、副会長は、自治会の防災部長、防災部副部長をもって充て、班長及び監事は自治会の班長及び監事をもって充てる。

３　役員の任期は１年とする。ただし、再任することができる。

（役員の任務）

第７条　役員は、別に定める防災計画に基づく職務を行う。

（顧問等）

第８条　本会は、事業の実施に当たり専門的なアドバイスを受けるため、顧問又は専門員を設置することができる。

（総会及び役員会）

第９条　総会は、自治会と同時に開催する。

２　役員会は会長が招集する。

３　会長は、必要に応じ役員会に役員以外の者の出席を求めることができる。

（防災計画）

第１０条　本会は、第４条に定める事業を実施するための防災計画を作成する。

（会費等）

第１１条　本会の会費及び運営に要する経費は、自治会会費その他の収入をもって充て　る。

（その他）

第１２条　この規約に定めのない事項については、役員会で協議して定める。

附則　この会則は、平成○年○月○日から実施する。

＊本規約は、自治会の防災部長が自主防災組織の代表者となる場合の一例ですので、適宜内容を変更してください。